

質問14 日本作業療法士協会と都道府県作業療法士会の統合について

(該当箇所:p.15 平成 30 年度事業計画:法人の管理と運営における取り組み)

協会員＝士会員を推進したいと思っておりますが、協会員＝士会員の 2 重会員を改めて、都道府県作業療法士会を地方組織として日本作業療法士協会一つに統合することは出来ないものか？

回答

ご質問は、日本作業療法士協会（以下、協会）を本部とし、都道府県作業療法士会（以下、士会）を支部として、本部-支部の関係から成る一つの大きな組織に統合することができないか、というご質問であると受け取りました。できるか・できないかと言えば、できない話ではありません。しかし極めて困難であると考えます。

協会が第三次作業療法 5 ヶ年戦略および平成 30 年度重点活動項目に掲げ、その実現を目指している「協会員＝士会員」（全ての協会員が士会に所属し、全ての士会員が協会に所属しているという構成員レベルの同一化）の理念は、新規に編み出された考えではなく、そもそもの協会と士会の関係に遡るものです。協会の旧定款施行規則においては都道府県作業療法士会が「各地方における作業療法の普及発展を図るため、正会員は、都道府県作業療法士会を構成する」と規定されており、つまり「協会員＝士会員」が既に謳われておりました。しかし数十年の歴史の中で、協会には所属しているが士会に所属していない、あるいは士会には所属しているが協会には所属していない作業療法士が一定数存在するようになった現状を踏まえ、改めてこれを本来の姿に戻そうというのが、「協会員＝士会員」という目標です。

しかし現行の法人法に基づく法人である協会と士会が法人同士の組織的統合を行うということであれば、よくよく検討してみなければなりません。既にこれまで長年にわたって各都道府県で独自に組織を育み、地域に根ざして対外的な関係を築き、それに基づいた方針と判断の下に事業活動を展開してこられた個々の士会にとって、そのような統合が最良の選択肢と言えるでしょうか。統合を実現するためには、まず全ての士会が個々の法人をいったん解散することを決定していただく必要があります。さらに、現在それぞれの士会が独自に取り組んでいる事業も協会活動の一部となることにより、法人全体の事業は膨大になり、会計処理も複雑煩瑣となるため、事業全体を見通し統制する仕組みを整備することが必須の課題となります。

それよりはむしろ、各士会の法人としての独立性、事業活動の独自性は維持しつつ、会員管理と会費徴収だけを統合・一括管理することにより「協会員＝士会員」を実現し、協会と全士会がそれぞれの役割を果たしながら、上述の旧定款施行規則において課題とされている形を実現することが望ましいのではないかと思います。